

てまりデイサービスセンター 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービス提供にあたり、新潟県条例又は長岡市要綱の規定に基づき、当事業所が提供するサービスの概要は、次のとおりです。

事業者名	てまりデイサービスセンター	電話番号	0258 51-6080
法人名	社会福祉法人 平成福社会	利用定員	33人
所在地	新潟県長岡市平1丁目3番60号		
県指定年月日	平成 13年 4月 9日 (番号1570202182)		

職員概要	人数	基準人員	設備概要
管理者	1人	1人	相談室 5.80㎡
生活相談員	3人	1人以上	食堂及び機能訓練室 112.91㎡
機能訓練指導員	1人	1人以上	浴室 24.18㎡
看護職員	2人	1人以上	送迎車両 5台
介護職員	12人	4人以上	
調理員	業務委託		

[サービスの内容]

あなたに提供するサービスの内容は、「通所介護」・「介護予防・日常生活支援総合事業サービス」です。

事業所またはご家族の送迎であなたにデイサービスセンターにお越しいただき、入浴、食事、その他の必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持、拡大を行うサービスです。

1 食事の提供・介助

- 栄養士の立てる献立に基づき、栄養並びに利用者の心身状況、嗜好を考慮した食事を提供いたします。
- 利用者の自立支援のため身体状況に応じた食事介助を行います。

2 入浴の提供・介助

- 入浴は、一般浴槽と特殊浴槽の設備があり、身体の状況に応じ、どなたも快適に入浴することができます。

3 送迎の提供

- 利用者の心身状況に応じ、安全に送迎サービスを行います。
- 通常の送迎の実施地域

旧栃尾市内 見附市の（ ）内区域

(神保、牛ヶ峰、宮野原、杉沢、河野、池之島、本明、堀溝、石地、太田)

4 排泄の介助

○ 利用者の排泄の介助を行います。

5 機能訓練の提供

○機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練並びに心身の活性化を図るための活動等を行います。

6 口腔機能訓練の提供

○看護師により、利用者の口腔内を観察し、口腔に関しての助言・指導を行います。

7 生活相談

○生活相談員により、利用者の心身の状況、環境などの的確な把握に努め、利用者、ご家族の相談に適切に応じ、必要な助言その他援助を行います。

8 その他利用者の着替え、整容など日常生活上の援助をします。

[業務取り扱い方針]

1 あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえて、居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画」と、私たちの作成する「通所介護計画」に従い、あなたの心身機能の維持を図ることができるよう、通所介護サービスを提供します。

2 通所介護サービスの提供開始に際しては、看護職員による健康チェックを行い、体調を確認の上実施しますが、体調不調などの場合、サービスの提供を見合わせる場合があります。

4 御利用中の身体の急変時には、救急車にて搬送させていただきます。

5 事故発生時の対応

介護サービス実施にあたって事故が発生した場合は、速やかにご家族や長岡市等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

6 損害賠償について

介護サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、地震・水害等の天災や利用時リスク説明書に記載のある内容が原因となる場合については、この限りではありません。

7 非常災害対策について

別途に定める「平成福社会防災計画」に基づいて対応を行います。平常時の訓練として、火災・地震・大雨を想定して、訓練を実施します。

[サービス提供時間] ※事業所に着いてから事業所が送り出すまでの時間

正月など特別な日を除き、定休日は無し。

提供時間：9時～16時（送迎時間を除く） 営業時間：8時～18時

帰宅時間は御家族のご都合により17:00に変更することもできます

地震・大雨などによる災害時はその都度連絡させていただきます。

○延長サービスについて

8時間以上10時間未満の延長サービスの提供。

※御家族の都合により家を空ける時などにご活用下さい。

※ただし、17時以降の送迎は御家族でお願いいたします。

[サービス利用の中止]

利用を中止される場合、早目にご連絡下さい。又利用当日に休まれる時は、8時までにご連絡下さい。連絡がなく休まれる場合は、キャンセル料を頂きます。なお、来所後、体調不良等で帰宅される場合で3時間満たない利用の場合でも、キャンセル料を頂きます。

キャンセル料内訳：基本料金＋入浴＋加算料金の10%

- * キャンセル料が発生する場合…利用日の午前8：00までにキャンセルの電話がなかった場合
 - …迎えに行ったが気が乗らない等の理由の場合
 - …事前にキャンセルの電話が出来たにも関わらず連絡をなかった場合
- * キャンセル料が発生しない場合…利用日の午前8：00までにキャンセルの電話があった場合
 - …急を要する体調不良により午前8：00までにキャンセルの電話が出来なかった場合

[提供サービスの基本利用料金]

厚生労働省令の定める額により基準を超えない範囲内で市町村長が決定する利用者負担額
介護報酬改正に伴い、利用料金の変更がある場合もあります。

[サービス利用料の支払い方法]

サービスを利用した月毎にまとめた上で、サービスを利用した月の翌月の10日頃に請求書を発行します。

次のいずれかの方法でお支払ください。

- ① えちご中越農業協同組合口座指定：毎月25日振替：手数料 無料
- ② 郵便局口座を指定：毎月20日振替（振替不能時 28日再振替）：手数料 無料
- ③ NBセンター代金回収サービス：第四北越銀行・大光銀行・長岡信用金庫
毎月20日振替：手数料 83円/月々（ご利用料金と合わせてご請求）

※ 郵便局口座振替手続きにつきましては、自動払込利用申込書・通帳・印鑑をお持ちの上、本人（もしくは家族）が直接、郵便局での手続きとなります。
利用者控えは、そのまま保管下さい。

※各銀行、郵便局の指定口座については、ご利用者・ご家族の名義はどちらでも構いません。ご本人口座で手続きして頂いた場合、ご本人死亡時、口座が凍結となりますので、現金でお支払頂く場合もあります。

[注意事項]

- 1 サービス利用に当たり、職員の指示に従って下さい。
- 2 必要に応じた物品をご用意のうえ、すべて氏名を記入してお持ち下さい。
- 3 サービス利用に不必要なもの(高価な物、現金)、食品等のお持ち込みはご遠慮下さい。

[緊急搬送が必要な場合]

- 1 今後、緊急搬送は、長岡地区の病院へ搬送となる為、てまり職員が緊急車輻に同乗して病院まで行きますが、病院でご家族に引き継いだ後、職員は事業所へ戻ることとさせていただきます。尚、受診結果につきましては連絡をしてくださるようお願いいたします。また、受診の結果、帰宅しても良いとなった場合、ご家族の責任においてご自宅までお戻りいただきます。(介護タクシーご利用の場合は実費となります。)

[サービス内容に関する苦情・相談の窓口]

- 1 当事業所お客様相談・苦情受付窓口 (受付時間：月～金 9：00～18：00
電話番号：0258-51-6080)

デイサービス苦情受付担当者 渡辺 正人
苦情解決責任者 杵渕 浪子

2 その他

当事業所以外に、市町村の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村：長岡市地域包括支援センターとちお 0258-53-2265

見附市地域包括支援センター見附中央 0258-63-3555

長岡市福祉保健部長寿はつらつ課介護総合事業係 0258-39-2268

長岡市介護保険課給付係 0258-39-2245

見附市健康福祉課介護保険係 0258-61-1350

新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

電話番号：025-285-3022

[第三者評価の実施状況] 無し

上記、重要事項は、契約書の別紙(一部)となります。

契約を証明するために、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、それぞれ1部ずつ保管します。